

## 飛火火災警戒実施要領

## 第1 飛火の定義

「飛火」とは、火元から吹きあげる火炎又は熱気流に乗って、火粉が舞い上がり、これが風に流されて、地物の上に落下し、火粉が付着した建物等に着火することをいう。

## 第2 飛火の特性

- 1 火元建物の屋根が燃え抜けやすい構造である場合、又は延焼規模が大きいほど、熱気流により火粉が多量に飛散しやすい。
- 2 火粉の種類には、粉状・棒状・木の葉状片々・板状及び塊状等がある。
  - (1) 粉状のものは、微粒子状で無数に飛散する細粉で、建物の内外を問わず、吹き溜まりができやすい場所に吹き寄せられたりあるいは隙間に進入したりして炭化物が吹き溜まり、これらの場所に極少量の点火物が飛び込んでくると容易に着火する。(例：粉雪等が戸、障子のすき間から侵入する現象に似ている。)
  - (2) 棒状のものは、垂木、押縁、格子、椅縁が燃え、これが折れて飛散するときに発生し、おおむね近距離に落下し、可燃物の着火性は強い。
  - (3) 木葉状片々のものは、天井、羽目板、野地板、床板が燃える時に発生し、比較的遠距離まで飛散し、着火性は棒状のよりも弱い。
  - (4) 板状のものは、厚手の板材が燃えたときに発生し、延焼中の建物付近に落下しやすく、可燃物の着火力は強く、火傷の原因ともなる。
  - (5) 塊状のものは、柱、桁、母屋、梁、胴差及び棟木などの燃えさしで、それほど遠くへは飛散せず、多くは風下100m以内に落下し、可燃物の着火力は非常に強い。
- 3 熱気流により上昇した火粉は、風下側にたまご状又は扇形に飛散し、飛火の最大距離は風速とともに増加する。風速10m/s以下の場合で最も飛火の危険がある区域は、火元建物から50mから200mの範囲とされているが、例外として700m以上飛火、着火した事例もある。
- 4 着火力のある火粉は、当該建物の出火又は延焼後10～20分の間に多く発生する。
- 5 火粉の飛散落下により着火しやすい箇所は、瓦屋根、軒裏、下見板の外壁、窓等の開口部、パラペット裏側、屋根伏谷部分、物干場(干場・ふとん等を含む)及び建物周囲の燃えやすい物件等である。特にわら、かや葺屋根及び塩化ビニール葺屋根は容易に着火する。
- 6 高層建築物の風下側及び建物間の路地等は、火粉がまき込まれるように落下し、飛火の危険性が大きい。
- 7 夜間には、火粉の飛散方向・範囲は、容易に視認できることが多いが、昼間にあつては、微細な火粉等は視認不可能であるので十分注意する必要がある。

## 第3 飛火警戒要領

- 1 警戒体制を早期に確立する。
  - (1) 指揮本部長は、火の粉の飛散が激しく、飛火による火災発生危険が大であると認められる場合、出場部隊の中から特定の隊を指定し、飛火警戒に当たらせる。
  - (2) 防ぎよ状況等からして出場部隊の中から飛火警戒隊を指定することができない場合は、直ちに警防本部へ応援要請を行う。

なお、要請隊数は、火元の建物の配列状況及び地形等を考慮して決定する。
  - (3) 指揮本部長は、複数の隊で飛火警戒を実施させる場合は、当該中・小隊長の中から飛火警戒指揮の責任者(以下「飛火警戒隊長」という。)を指定し、飛火警戒の範囲を明示

して、全般的な指揮を担当させる。

また、状況により、応援指揮隊を指定し、飛火警戒の指揮を担当させる。

- (4) 飛火警戒隊長は、警戒拠点及び高所見張所等を設定するとともに、高所見張員、巡ら班、巡行警戒班及び待機要員等をもって警戒に当たるものとする。

## 2 飛火警戒隊による警戒要領

- (1) 警戒拠点は、飛火警戒に便なる位置に設定し、飛火情報又は飛火による火災発生の有無の情報等の把握に努め、必要により警戒員、資器材等の増強を行うとともに、指揮本部、高所見張所、巡ら班及び巡行警戒班と相互に連絡手段を確保しておく。

- (2) 高所見張所は高層建築物の屋上等を設定し、高所見張員は、火粉の飛散落下状況の把握、飛火による火災の発見等にあたり、その状況を携帯無線機等により、飛火警戒隊長（警戒拠点経由）に報告する。

なお、状況により高所見張所として、はしご車・空中作業車等の活用も配慮する。

- (3) 巡ら班は、2名1組で編成し、主にポンプ車の進入できない道路、路地裏などを巡ら警戒するとともに、トランジスターメガホンを活用して、付近住民に注意喚起する。また、状況により消火器等の準備にも配慮する。

- (4) 巡行警戒は、ポンプ車又は広報車等の消防車両により行うものとし、水槽付ポンプ車を充てるようにする。

なお、乗車隊員は、五感を働かせ警戒に当たるとともに車載拡声器を活用し、付近住民に注意喚起する。

- (5) 飛火警戒隊長は、火粉の飛散状況及び警戒実施状況を指揮本部長に定期的に報告する。

- (6) 飛火警戒隊長は、飛火火災を発見したときは、その旨を直ちに指揮本部並びに警防本部に報告するとともに必要な措置をとる。

- (7) 飛火警戒は、原則として当該火災が鎮火するまで実施するものとし、警戒態勢の縮小・解除は指揮本部長の下命による。

- (8) 飛火警戒隊長は、引揚げに際し、消防団又は町会役員の責任者等に対して警戒の実施状況等を説明し、以後の警戒（取り込んだ衣類、布団等の再確認等）について十分配慮するよう指導する。

## 3 火災防ぎよ中の各隊による警戒要領

- (1) 火災現場に出場している防ぎよ中の各隊は、飛火について最大限の関心を払う。

- (2) 飛火の危険方向又は落下範囲に部署し活動中の各隊は、車両付近に即時に対応できるホースを準備しておき、飛火による火災発生時に対処する。

## 4 航空隊による警戒要領

航空隊は飛火の方向及び落下範囲等の情報を警防本部に報告するとともに飛火火災の発見に努める。

## 5 付近住民に対する現場広報要領

飛火警戒隊及び風下等の火粉の落下が認められる区域に部署し、当該火災の消防活動に従事している隊は、付近住民に対して車載拡声器、トランジスターメガホン等を活用し、飛火による火災の防止に関する広報を次により実施する。

- (1) 窓及びドア等の開口部は閉め、屋内に火粉が飛び込まないようにする。

- (2) 三角バケツ又は水バケツ等を活用しやすい場所に準備しておく。

- (3) 建物内外を随時見まわって、発煙箇所等の発見に努める。

- (4) 火粉が洗濯物、特にふとん等に付着していないか良く確認させ、屋外にある干物は速

やかに屋内に取り込ませる。

- (5) 火粉が激しく落下している屋根や家の周囲等には、事前に散水する等の予防措置をとる。
  - (6) 火災を発見したら、直ちに初期消火に当たるとともに、付近にいる消防隊員又は119番へ通報する。
  - (7) 危険物を扱う事業所等には、特に注意を喚起する。
- 6 消防団・自衛消防隊等との連携は次による。
- (1) 指揮本部長は、消防団に対して飛火警戒隊長と協力し、現場広報等飛火警戒に当たるよう要請する。
    - ア 飛火警戒隊長は、消防団の警戒区域及び警戒方法等を具体的に示すものとする。
    - イ 警戒拠点と消防団との連絡手段の確保に努めること。  
また、状況により消防隊員とともに効果的に実施する。
  - (2) 警戒隊員は、事業所の管理者又は自衛消防隊長に対して、自衛の対策をとるように指導する。
  - (3) 状況により、市民消火隊又は市民防災組織の責任者に指示して飛火の警戒を要請する。  
この場合、警戒の実施場所や要領等を具体的に指導する。